

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1833号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 新（平成28年6月1日農林水産省告示第1259号） | 旧 |
|---|---|
| <p>二 小分けの実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</u></p> <p><u>(6)・(7) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い<u>小分けに関する業務を適切に行うこと。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p><u>ウ 出荷後に有機農産物、有機加工食品、有機飼料又は有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u></p> <p><u>エ・オ （略）</u></p> <p>(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。</p> <p>(3) （略）</p> | <p>二 小分けの実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5)・(6) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い<u>小分けを適切に行い、その管理記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機食品等の出荷の日から1年以上保存すること。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>ウ・エ （略）</u></p> <p>(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。</p> <p>(3) （略）</p> |